

NEWS LETTER

短期大学基準協会

ASSOCIATION FOR ADVANCEMENT OF COLLEGES IN JAPAN

VOL.29

平成15年10月

〒102-0073

東京都千代田区九段北4-2-25(私学会館別館内)

TEL 03-3261-3594 FAX 03-3261-8954

e-mail : kijunkyo@tandai.or.jp

編集・発行 短期大学基準協会

CONTENTS

- 「教育の成果」とは
- 第三者機関評価を考える
- 第6回日米短期大学国際交流セミナーに参加して

巻頭言 「教育の成果」とは

阿部幸子

短期大学基準協会理事
青山学院女子短期大学 学長



“教育の成果”って何だろうか。何をもちて評価することができるのか。学生達が受けた教育は、その人たちの人生にどのような形で発現していくのだろうか。実は、卒業後十年あるいは更に数十年経ってから、そしてその後の様々な経験の積み重ねの中から、若き日に受けた教育の結実ともいえるものを感じることも多いのです。

数年前のある日、特別養護老人ホームの施設長を務める一人の卒業生に出会いました。彼女は、子育てが終わる年齢になってから、福祉の仕事につくことになり、これまでに学んだこと、経験したことが、今、すべてこの仕事に生かされているということです。「人は、それぞれ必ず何らかの使命を帯びて生まれているのではないか、ということ青山で学んだような気がします。50歳を過ぎてから与えられた仕事だけれど、今の仕事を天職だと思っています。天職というのは、自分が日頃から願っているものと関係があるのではないか。だから、それをつかまえるためには、どのように自分が、その備えをしておくか、つまり、どのような価値観を自分の身に付けておくかではないでしょうか。」と語る言葉の中に、若き日に接した母校の建学の精神が生き続けていることを知り、深い感動を覚えたことでした。また、昨年、久しぶりに母校を訪れた一人の卒業生は、卒業後の10年ほどを幼稚園に勤務し、今は私塾で子供たちに勉強を教えています。昨年、一人でイスラエル、パレスチナに赴き、3週間の間に自分の目で見、自分の耳で聞いたこ

とをまとめて一冊の本を出版したということです。組織に属して

いるわけではなく、専門家でもない一人の教師が、子供たちに真実を伝えたいという切なる願いから出発した無謀とも言える旅でしたが、貴重な体験をし、それを人に伝えなければという気持ちがつり、薦められて本にまとめたということです。教養というのは豊かな知識を基にモラルと情緒によってなされる判断力のことだと思うのです。その意味で、彼女はまさに教養ある人に育ったのです。

上記の卒業生はほんの一例に過ぎませんが、このような事例を教育の成果とみるのは、女性に限ったことなのかも知れません。児童文学が専門の一人の同僚が、ある文脈の中でのことですが、「女性は結論に至るプロセスも大事にするが、男性にとっては結論だけが大事なのだ」という意味のことを書いています。また先日、ある教育学者から伺った話の中で、「男性と女性を教育上同じに扱っても、同じ結果にはならない」という言葉が私に強烈に響きました。ジェンダーは、教育の重要なカテゴリーの一つだと。だとすれば、そのような視点も大切にしながら教育の評価をする必要があるのではないのでしょうか。

第三者評価機関としての新生に向けて、今、その基準作りが進められていますが、多様な短期大学の特性が生きるような柔軟な評価が行われるようになることを期待しています。

第三者機関評価を考える

短期大学基準協会理事

清水一彦（筑波大学教育学系 教授）

1. 本格的な多様化・個性化時代へ

わが国高等教育の単一化時代もようやく終焉を迎えることになった。それを決定的にしたのが、来年の4月から導入される認証機関による第三者評価制度である。

帝国大学を中心とした大学から脱し多種多様な高等教育を描いた戦後の教育改革も、実際には中等教育と同様に単一化の道を歩むことになったが、その後高等専門学校や短期大学の制度化、各種弾力化措置によって多様化路線を貫くことになった。いわゆる46答申で提言された高等教育の多様化及び機関の種別化構想はそれを最も象徴するものであった。また、臨教審を含めたその後の各種答申等で指摘されてきた高等教育の柔構造化やシステムの弾力化・柔軟化は、高等教育段階にいくつもの多様なバイパス（線）を保証し、その多様性や個性を保持しようとした。その結果、教育制度全体からみれば、教育体系は単線型の発展形態をとり、単線内にいくつもの線が敷かれている「多線型学校体系」とも呼ぶべきものとなっている。しかし、よりミクロな観点からみれば、高等教育の各種システムは大学制度の適用であり、学校教育法第1条規定の維持はもとより、新制大学の特徴でもあった一般教育や単位制度等の変遷をみれば明らかなように、大学のシステムやサブシステムが他の高等教育機関に援用されていたに過ぎなかった。多様性の中の単一化指向がしっかりと根づいていたのである。

その意味では、長い間、設置認可（チャーターリング）の太いパイプで規制されてきたわが国の高等教育において、今回のアクレディテーション（適格認定）を主眼とする認証評価制度の導入は、高等教育の実質的な多様性を担保するものとして、高等教育史上画期的な出来事と位置づけることができる。本格的な個性重視の多様化の到来ともいえる。

2. 認証評価制度の特質

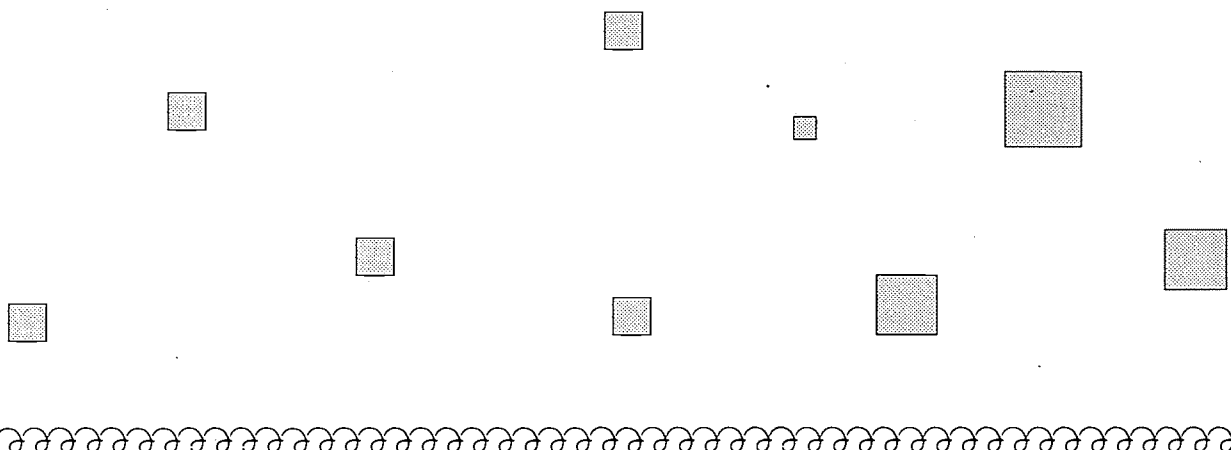
認証評価制度は、アメリカのアクレディテーションをモデルに導入されたものであるが、その態様は両国において異なっている。アメリカにおいてアクレディテーションを実施する機関は、全国6つの地区基準協会と各専門分野・領

域団体によるものと大別されることは広く知られている。しかも、それぞれの地区基準協会のアクレディテーション実施の背景や経緯、運用形態は多様であり、専門分野・領域団体も数多い。歴史的には、連邦政府や州によるアクレディテーションからボランタリーな団体によるアクレディテーションへと移行し、また中等学校のアクレディテーションを経て高等教育機関のアクレディテーションが開始されたという経緯がある。各大学において最も社会的影響力の強い地区基準協会も、当初は個人会員制や機関会員制から出発し、その後アクレディテーション機関へと移行してきた。

わが国で始まる新たなアクレディテーションの特色は、法律に基づく義務化を最大とし、チャーターリング付きのアクレディテーションであることである。国の認証要件に設置基準の遵守を含めた点にそれを伺うことができ、いってみればアクレディテーションに官のシステムを残した格好になる。従来、設置認可に伴う視学委員の実地視察による事後チェック機能も付加されていたが、これをすべて国の手から離し民間（団体）に委ねることになったのである。準備を進める認証評価機関は、ほとんどが機関会員制によるボランタリーな団体であるが、アメリカの地区基準協会にみられるような地域的特色や歴史性・多様性を有しているわけではない。来年度から独立行政法人化される大学評価・学位授与機構にしても設置後まもない新しい機関である。地域的特性をもって発展してきたアメリカの場合との大きな差異はここにある。民のシステムとしてアメリカで生まれたアクレディテーションが、官のシステムを含んで試行されようとしている点がまさしく日本の特質なのである。とはいえ、果たして「日本型」アクレディテーションが成功するかどうか、それはこうした基本枠組みにあるというより、むしろその運用にかかっているといつてよい。

3. 誰のための質の保証か

認証評価制度の導入は、大学審や中教審あるいは総合規制改革会議の答申にせよ、規制緩和やグローバル化等の社



会変化に対応して大学の質をどう保証するのかという観点から生まれてきたものである。したがって、この制度の成否は大学の質的維持・向上の観点からみる必要がある。受験競争の緩和とともに教育改革の合い言葉になっている質的向上については、実際のところ「言うは易し、行うは難し」である。質（quality）とはいったい何をいうのか。商品経済とか経営工学に基礎をおく経営管理における品質といえば、一般に要求に対する適合（fitness for demand）を表す。社会システムとしての大学は、人材養成という教育の場と基礎・応用を中心とした研究の場である。要求は、顧客である学生とともに国民を含む社会の側から出てくる。教育と研究を両輪とした大学車が、顧客にも社会にも満足していく品質をどう確保していったらよいのか、これが認証評価を実施する上で最も本質的な視点にならなければならない。

現在、日本型アクレディテーションをめざして準備作業が各レベルで行われつつある。100年以上の歴史を有するアメリカのアクレディテーションの実践から学ぶとすれば、次のようなことであろう。1つは、基準は常に修正、改善が加えられていること、2つは、数量的な基準から定性的な基準へと変化していること、3つは、選別より向上目標に主眼が置かれていること、4つは、画一化・標準化から大学の多様性を保持し、各大学の改善を支持するシステムへと変わってきていること、などである。このうち最後の大学の多様性や個々の大学の改善・改革に資するような評価システムづくりがとくに大切であると考え。そのためには、認証評価機関自身がそれぞれ独自の顔をもつことが期待される。

4. 個性的な認証評価機関づくりを

認証評価機関が国の認証を受ける限り、そこには評価基準や評価方法に一定の共通部分が存在することになる。それは国によって提示されることになるが、そうした共通の枠組みの中で、各認証評価機関はそれぞれ個性的な部分を有しなければならない。それによって、評価機関の多様性と各大学の多様性あるいは個性が確保されるからである。

その意味では、現在、短期大学基準協会が取り組んでいる評価基準は特筆すべきものがある。早くから「対話の尊重」と「教育の重視」という個性を打ち出し、それを基軸に基準づくりが進められているからである。評価する側と評価される側との対話を重視することは、各大学の多様性を担保するものであり、また教育の評価を中心に行っていることは、定性的な基準や向上目標を想定するものである。認証評価は、優れたものや劣っているものを選定するものではなく、一定の基準に基づいて適格か不適格か、あるいは合格か不合格かを判断・認定するものである。その判定作業は多くの時間と労力を必要とし、かなりの困難を伴う。評価者と被評価者の双方のコミュニケーションがそうした困難な作業を和らげ、評価の妥当性や継続性をもたらしてくれる。

他方、教育中心の評価は、学生の要求に対する適合という品質評価を意味する。狭義には、学生そのものに対する品質（学生の能力）評価を指し、広義には学生の品質を確保するための活動（入試、教育、施設・設備、事務など）評価を指す。こうした評価項目を設定し、品質管理、品質保証そして品質評価といった手順で定性的に評価することによって各大学の改善を支持していくことになる。各大学の改善や改革のサイクルを支持することが、全体として教育の質的水準の維持・向上に結びつき、ひいては学校教育を含む教育全体の水準保証へと繋がっていくのである。国のグランドデザインに含まれる大学の質の保証システムの構築は、何よりも大学の生命線ともいべき教育の質的水準の維持・向上を第一義としているように思われる。

日本型アクレディテーションの普及・定着には時間がかかるかも知れないが、評価漬けや評価疲れのないように、できるだけ基準はシンプルで、長続きする評価システムをつくっていかなければならない。最初から、完璧な評価システムを追求する必要はない。1世紀続いているアメリカのアクレディテーションの歴史はそれを物語っている。受験生や親はもとより国民から理解されるような日本型アクレディテーションの創造を期待したい。

第6回日米短期大学国際交流セミナーに参加して

～アメリカにおけるアクレディテーションの一端に触れて～

(2003年6月16～21日、ハワイ大学東西文化センター)

短期大学基準協会副会長

坂田 正二 (広島文化短期大学 理事長・学長)

このセミナーは今年で第6回目である。私はそのうち3度参加した。その都度アメリカの教育文化の実情に接することができて、貴重な体験を積んできたが、今回は次の2つの点でこれまでにない貴重な経験をした。1つは「定員」という概念がアメリカの高等教育にはないということ、もう1つはアメリカのアクレディテーションは①自己点検・評価 (Self-study)、②相互評価 (Peer-review)、③現地視察 (Site-visit)、④委員会評価 (Judgement of Accrediting Commission) ⑤継続的実行 (On-going Monitoring) が5点セットとして実施されているということである。本報告はこれらに絞って行く。

◇「定員」について

6月17日にこのセミナーは始まった。ハワイの詩歌で始まる恒例の開会行事のあと、私は日本私立短期大学協会側の団長としてのスピーチをした。そのときのテーマは「日本私立短期大学の現状と課題」で30分の持ち時間であった(公立短期大学協会も同じ)。その中で日本の私立短期大学の現状として入学定員は最盛期に187,000人であったものが今では116,000人に減少、入学者総数も最盛期には358,000人であったものが今では110,000人に減少している。入学定員の減少の理由は短大定員を4年制大に振替えたり、臨時定員増が終わったためであると説明した。そして、入学者数を挽回するための課題として4年制大学の2分の1大学であった短期大学を日本型コミュニティ・カレッジである地域総合科学科に転換し、その普及・拡大を図ることと、第三者評価機関を設立することにより、社会的信用を回復することを目指しているという趣旨で話した。

そのスピーチの途中で、同時通訳が定員というところで止まってしまったのである。どうして止まったのか私にはよく判らなかつたが、あとで聞くとアメリカの大学には定員という概念がないというのである。私は自らの不明を恥じると共に、日米の高等教育のあり方、いや教育文化そのものの差の大きさに改めて深く感じるものがあつたのである。

日本において私学経営の責任を担っているものにとつては定員という概念が脳裏を去ることはない。経営を拡大するということは定員を拡大することであり、経営を安定するということは定員を確保することである。国公立大学においても、私立大学とは意味合いは違ふが、定員を基軸に

管理運営が行われていることに変わりはない。私は18歳人口の増減に応じて定員の増減を行うことを世に初めて問うたことを秘かにプライドにしていたが、それが通用するのは日本だけであることを知った。日本でも今年の4月の規制緩和により定員増(前年9月末届出)、定員減(前年12月末届出)とゆるやかになったとはいえ、規制の一つとして残っていることには変わりはない。定員が定められ、入学者を量的に制限することにより高等教育の質的保証をしようという教育システムの中で、私学の自主性と学園の自治といったも所詮は埒の中での話であつて、極めて限定的なものだと思ひ当たつたのである。

◇相互評価について

会議は日程通り進んだ。2日目からは今回のセミナーのメインテーマたるアメリカにおけるアクレディテーションに関する研修に入った。ご承知のごとく、短期大学基準協会が目下第三者評価機関を作ろうとしている。私が老軀を押して参加したのもこのテーマについて見聞を広めたからである。そのハイライトはアメリカ西部地区高等教育機関認定委員会事務局長のバーバラ・ビノ博士の「何故アクレディテーションが必要か」と「アクレディテーション委員会の構成及び評価委員の養成」という2つの講演、及びジョイス・津野田博士の「アクレディテーションとは何か」という講演であつた。

ビノ博士の講演は「アクレディテーションはアメリカの高等教育の質を保証し、更に改善を進めるためのもので、もっとも基本的なものである。これは100年の伝統のあるものであり非政府的・私的な組織である。教育内容の評価や改善を促すためには相互評価 (Peer-review) を基本にしている……。」という説明からスタートした。約1時間半にわたつて、パワーポイントと同時通訳の助けを借りながら話を聞き、アメリカにおけるアクレディテーションの全体像を何とかつかむことができた。

このとき、私にはある疑問が頭をよぎつた。それは今年の3月に日本の大学評価・学位授与機構が行つた大学評価(これには莫大なエネルギーが傾注された)の結果に対して、国立大学側から猛然と反論が起つて、異議申し立てが続出している(国立大学の約半数と聞いている)が、アメリカでは異議申し立てはどうなっているのだろうかという疑問で

ある。この質問に対する答えは、“Accreditation is peer-based.”ということだった。即ち、信頼している同僚に誠実に見てもらっているのに異議を申し立てることはあるはずがないということであった。午前の部はここで終わり、午後の部に移った。ビノ博士の2度目の講演があった。私は午前の部と同じ質問をもう一度くりかえし、日本の実情を詳しく説明しながら尋ねてみた。それに対するビノ博士の答えはただ一言“Very interesting”というもので正面から答えてもらえなかった。私は改めて日米の教育文化の差を感じたのである。

続いてジョイス・津野田博士の講演に移った。アメリカで行われているアクレディテーションの実態について丁寧に解説していただいた。その中に本報告の最初に述べた5点セット(①自己点検・評価、②相互評価、③現地視察、④委員会評価、⑤継続的実行)が含まれていたのである。(正確にはFive key steps of Accreditationと言われていた)。私はここでやっと気がついた。アクレディテーションは①～⑤までを一連のものとして行わなければいけないのだということである。これを日本では部分的に取り出して実施しているから奇妙なことになったのではないかと思いついたのである。つまり平成3年の設置基準の改正の時には①自己点検・評価だけを取り出したから中途半端なことになり、相次ぐ改正をしなければならなくなった。今回の大学評価・学位授与機構が行った評価の場合も②相互評価と③現地視察が抜けている。それが激突の原因となったのではないかと思った。特にその時に重要なのは相互評価(Peer-review)の意味をどう理解するかということであろうと思った。

◇ 第三者評価機関への変身に当たって短期大学基準協会が心しなければならないことは何か

短基協は今第三者評価機関に変身することを求められている。事前規制から事後チェックへの改革に当たり、この第三者評価は法令によって定められているのであるから、もし短基協が変身に失敗すれば間違いなく官制のきびしい認証評価機関ができるであろう。それではせっかくの教育改革は進まない。スムーズに第三者評価機関を作り出すには前掲の①から⑤をセットとして導入することが必要だと思う。その中で②の相互評価については「自己点検・評価を

推進するに当たって、相互評価が必要不可欠のものである」と我が国で初めて主張したのは我が短基協であった(「短期大学の自己点検・評価～新しい教育文化の創造をめざして～」平成8年10月、短基協刊、参照)。なお、この冊子の編集委員長が小生であり、相互評価の必要性については多くの激論を経てようやく到達した結論であったことをご記憶の方は多いと思う。短基協の呼びかけに応じてかなりの短期大学が短基協方式の相互訪問・相互評価を行い、その報告を協会がいただいて報告書にまとめ、全会員校に配布しているのはご承知のとおりである。③の現地視察もやっていた。しかし、これは予算が続かなくなり、萌芽的活動にとどまってしまった。

一方、短基協は最近日本版コミュニティ・カレッジである地域総合科学科の認定をしている。まだ始まったばかりで事例は少ないが、その認定作業は今にして思えば前述の①～⑤をそれなりに行っているのである。もっとも③の現地視察は予算の都合により行っていない。それに代えて本協会の担当委員と関係短大の先生方でインタビューを行い意思疎通を図っている。その時私は委員長として「本日を出発点＝0地点とし、年とともに改善を加え、前進して欲しい」と要請しているが、これは⑤の継続的実行に当たると思う。

◇ 今後の針路

今、我々に与えられている課題は教育改革を成し遂げなければならないということである。その時に参考にするのはアメリカの教育制度であろう。しかし、それはアメリカの制度を形ばかり真似するのではなく、部分的に取り入れるのでもなく、全体像をしっかりとつかみ、その本質を理解し、更に日本の教育制度との相違を十分に認識した上で、それらの調和を図って取り入れなければならない。しかし、今はそれらをゆっくり研究する時間的余裕は与えられていない。矢はすでに弦を離れているのである。したがって、定員によるしほりもなく設置基準による質的保証もないアメリカで行われているアクレディテーションを鵜呑みするのではなく、日本にとって抵抗感のないところを部分的に導入するのでもなく、日本の国情を十分に考え、誠実に日本にとって最も必要な改革を進めていかなければならないと思う。

- 4.11 **第3回第三者評価機関設立準備作業委員会**
 1. 認証評価機関としての評価に関する基本的観点について
 2. 評価項目等について
 3. 今後の進め方について
 4. その他
- 4.17 **第39回理事会**
 1. 認証評価機関へ向けての評価方法等(案)について
 2. 平成14年度収支決算報告及び平成15年度収支予算(案)について
 3. その他
- 4.23 **第19回定期総会**
 場所 東京 飯田橋「ホテルグランドパレス」
 1. 平成14年度事業報告及び収支決算報告について
 2. 平成15年度事業計画(案)及び予算(案)について
 3. 第三者評価機関への準備について
 4. その他
- 5.9 **第4回自己点検・相互評価推進委員会**
 1. 第3回地域総合科学科の適格認定について(インタビュー)
 ① 新潟青陵女子短期大学
 ② 九州電機短期大学
 2. 第三者評価機関設立準備作業委員会の進捗状況について(報告)
 3. 平成15年度事業計画について
 4. その他
- 5.22 **第40回理事会**
 1. 認証評価機関へ向けての諸準備について
 2. その他
- 5.22 **第4回第三者評価機関設立準備作業委員会**
 1. 評価基準及び評価方法等について
 2. 各項目の採点の方法と最終結果との関連について
 3. 協会組織運営の問題について
 4. その他
- 6.13 **第5回自己点検・相互評価推進委員会**
 1. 第3回地域総合科学科の適格認定審査結果について(報告)
 2. 第4回地域総合科学科の適格認定について(インタビュー)
 ① 別府大学短期大学部(地域総合科学科)
 ② 香蘭女子短期大学(被服科学科)
 ③ 大手前女子短期大学(ライフデザイン総合学科)
 ④ 愛知学泉短期大学(生活デザイン総合学科)
 3. その他
- 7.14 **第5回第三者評価機関設立準備作業委員会**
 1. 第6回日米国際交流セミナーについて(報告)
 2. 評価システム及び評価基準(案)の作成について
 3. その他
- 7.16 **第6回自己点検・相互評価推進委員会**
 1. 第6回日米国際交流セミナーについて(報告)
 2. 第4回地域総合科学科適格認定審査結果について(報告)
 3. 第5回地域総合科学科適格認定について(インタビュー)
 聖徳大学短期大学部(総合文化学科)
 4. その他
- 7.17 **第41回理事会**
 1. 第3・4回地域総合科学科適格認定審査結果について(報告)
 2. 認証評価機関へ向けての諸準備について
 (1) 第三者評価機関設立準備作業委員会の検討状況について
 (2) 認証評価機関設立申請準備委員会の設置について
 3. その他
- 8.26 **第6回第三者評価機関設立準備作業委員会**
 1. 評価方法及び評価基準(案)の作成について
 (1) 評価方法(評価項目)原案について
 (2) 評価項目関連の様式化について
 (3) 今後の進め方について
 2. その他
- 9.10 **第7回自己点検・相互評価推進委員会**
 1. 第6回地域総合科学科適格認定について(インタビュー)
 広島文化短期大学(音楽学科)
 2. 短期大学相互評価に関する事項について
 3. その他
- 9.12 **第4回調査研究委員会**
 1. 委員紹介及び協会事業等の見直しについて
 2. 地域総合科学科(総称)に関しての本協会による適格認定評価について
 3. 本年度及び次年度の課題について
 4. その他
- 9.18 **第42回理事会**
 1. 「認証評価機関設立準備作業委員会」の設置について
 2. 平成15年度の活動状況について(中間報告)
 3. 第20回定期総会次第(案)及び資料(案)について
 4. その他
- 9.18 **第1回第三者評価機関設立準備作業委員会第3小委員会**
 1. 第3小委員会の作業事項について
 2. 評価項目について
 3. 作業日程について
 4. その他
- 9.19 **第1回第三者評価機関設立準備作業委員会第1小委員会**
 1. 第1委員会の作業事項について
 2. 評価システム全般について
 3. 作業日程について
 4. その他
- 9.25 **第1回第三者評価機関設立準備作業委員会第2小委員会**
 1. 第2小委員会の作業事項について
 2. 評価項目について
 3. 作業日程について
 4. その他
- 9.26 **第7回第三者評価機関設立準備作業委員会**
 1. 評価方法(評価項目)原案の作成について
 2. 評価システム全般について
 3. 今後の進め方について
 4. その他

編集後記

本協会は、来年4月から始まる第三者評価制度での認証機関となろうとしています。第三者評価とは、卒業して何年も経ってから見えてくる「教育の成果」を、事前に保証する側面もあります。アメリカを参考にした制度ですが、「定員」のようにわが国独自で加えた概念が含まれます。また、アメリカでは学校関係者の間で作り上げられた制度ですが、わが国では法令で定める方法となります。自律的な運用が期待されます。(PHM)